

民需と共用する取得設備等の防需活用割合の実績報告等に関する特約条項

(取得設備等ごとの取得価格の確認)

第1条 乙は、この契約の締結後速やかに、取得設備等ごとの取得価格表を作成し、甲の確認を受けるものとする。

(防需活用割合の実績報告等)

第2条 乙は、この契約の履行が完了した年度の翌年度及び翌々年度における、民需と共用する取得設備等の防需活用割合の実績を、当該翌年度分にあつては当該翌年度終了後60日以内、当該翌々年度分にあつては当該翌々年度終了後60日以内を目途として、別記様式により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類等を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(返納の請求等)

第3条 甲は、前条の規定により報告を受けた、この契約の履行が完了した年度の翌年度及び翌々年度の2か年度を通じた防需活用割合の実績の平均値（以下「実績割合」という。）が、認定装備品安定製造等確保計画の「9 指定装備品等以外への活用予定等」に記載された防需活用割合（見積）（以下「認定割合」という。）に比して10パーセント・ポイント以上下回る取得設備等がある場合は、事情を調査するものとし、実績割合と認定割合の差のうち乙の責めに帰すべき理由により縮小した割合（以下「責任割合」という。）を、第1条の規定に基づき確認した当該取得設備等の取得価格に乗じた額を返納するよう乙に請求するものとする。ただし、責任割合が10パーセント・ポイント未満の場合は、この限りでない。

2 防衛省による装備品等の調達停止、数量の減少等を原因とする乙の装備品等に係る受注量の減少（乙の意思によると認められる受注量の減少を除く。）による防需活用割合における実績の縮小は、乙の責めに帰すことができない理由に該当するものとする。

3 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに甲に第1項の返納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該返納金に対し、契約条項の違約金に規定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(防需活用割合の実績報告等の実施期限)

第4条 第2条第1項の報告及び前条第1項の返納の請求は、別紙に定める実施期限を目途として実施するものとする。

(調査)

第5条 甲は、乙に対し、第2条第1項の報告に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係施設に立ち入らせ、調査させることができる。

2 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前項に規定する調査に協力するものとする。

(違約金等)

第6条 第2条第1項の報告において、乙が虚偽の報告書を提出した事実を甲が確認した場合、乙は、第1条の規定に基づき確認した当該虚偽に係る取得設備等の取得価格に責任割合を乗じた額を甲に返納するとともに、当該額の2倍の金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 この契約に「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」が付されている場合は、前項の規定にかかわらず、当該特約条項の定めるところによる。

3 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに甲に第1項の返納金又は違約金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該返納金又は違約金に対し、契約条項の違約金に規定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

別紙

1 防需活用割合の実績報告に係る実施期限（第2条第1項関連）

(1) 第1回実績報告： 年 月 日

(2) 第2回実績報告： 年 月 日

2 返納の請求に係る実施期限（第3条第1項関連）

第2回実績報告を受けた日から3月を経過した日

別記様式（第2条第1項関係）

防需活用割合実績報告書			
件名		契約年月日	令和 年 月 日
		履行期限	令和 年 月 日
調達要求番号		認証番号	
<p>上記契約に基づき、取得設備等の防需活用割合の実績について、別紙のとおり報告します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>支出負担行為担当官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代表者名 担当者名 連 絡 先</p>			

1 防需活用割合(実績)

取得設備等	取得価格 (円)	計画における見積値		実績値				防需活用割合 (実績) (%) ⑥ [(2+④)/(2+③+④+⑤)]	差 (%) ⑥-①
		防需 (単位)	認定割合(%) ①	特定取組契約の 履行完了の翌年度		特定取組契約の 履行完了の翌々年度			
				防需 (単位) ②	民需 (単位) ③	防需 (単位) ④	民需 (単位) ⑤		

(注1)取得設備等は、装備品安定製造等確保計画の「7(2)導入予定の設備」に記載された設備(防需活用割合が100%未満のものに限る。)の名称を記入すること。
また、特許権、実用新案権又は意匠権及び技術支援、教育、サービスその他業務のうち、防需活用割合が100%未満のものがあればその名称を記載すること。
(注2)取得価格は、「民需と共用する取得設備等の防需活用割合の実績報告等に関する特約条項」第1項の規定により甲の確認を受けた取得価格表に記載されている価格(一般管理費及び販売費並びに利子を含む。)を記入すること。
(注3)認定割合は、装備品安定製造等確保計画の「9 指定装備費等以外への活用予定等」に記載した「防需活用割合(見積)」を記入すること。
(注4)実績値は、認定割合の算出に用いた指標と同じ指標により記載すること。
(注5)補足資料等を別添として添付することを可とする。

2 認定割合と実績の差に係る主な要因

--